

一、相关新法令、新政策

● 文化部文化产业投资指导目录（2009）

【发布单位】文化部
 【发布文号】部便函（2009）42号
 【发布日期】2009-09-08
 【实施日期】2009-09-08
 【提 示】该指导目录（目前仅包括鼓励类和限制类，暂未列入允许类和禁止类）只适用于国内投资主体；国外投资主体投资文化产业仍按照《外商投资产业指导目录》执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ccnt.gov.cn/xxfb/zwx/ggtz/200909/t20090917_73277.html

● 境内企业内部成员外汇资金集中运营管理规定

【发布单位】国家外汇管理局
 【发布文号】汇发（2009）49号
 【发布日期】2009-10-12
 【实施日期】2009-11-01
 【提 示】该规定对境内企业内部成员（包括由同一境外母公司控股的境内企业内部成员）外汇资金集中运营管理进行改革，简要介绍如下：

改革内容	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>降低外汇资金集中运营准入门槛。</u> ▪ <u>明确境内外币资金池管理政策</u>（包括运营方式、基本原则以及审核程序等）。 ▪ <u>下放审批权限。</u> 该规定中所涉及的外汇管理核准等相关事宜均由外汇局分局（管理部）办理，国家外汇管理局不再承担具体的审核工作。 ▪ <u>简化相关外汇业务核准手续。</u> 外汇资金集中运营管理业务所涉及的相关账户开立、境内外汇划转等事项，受托银行（财务公司）可持业务资格核准文件为企业办理，无需外汇局核准。 ▪ <u>规范与健全相关法规。</u> 将《国家外汇管理局关于企业集团财务公司开展即期结售汇业务有关管理问题的通知》（汇发（2008）68号）内容纳入该规定框架中并予以完善。 自该规定生效之日起，《国家外汇管理局关于跨国公司外汇资金内部运营管理有关问题的通知》（汇发（2004）104号）以及《国家外汇管理局关于企业集团财务公司开展即期结售汇业务有关问题的通知》（汇发（2008）68号）同时废止。
------	--

一、関連する新法令、新政策

● 文化部文化産業投資指導目録（2009）

【発布機関】文化部
 【発布番号】部便函[2009]42号
 【発布日】2009-09-08
 【施行日】2009-09-08
 【コメント】本指導目録（現在、奨励類及び制限類だけが含まれ、許可類及び禁止類は含まれていない）は、国内の投資主体にだけ適用され、国外投資主体が文化産業を投資するときは、引き続き「外商投資産業指導目録」に基づき執行する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ccnt.gov.cn/xxfb/zwx/ggtz/200909/t20090917_73277.html

● 国内企業内部構成員外貨資金集中運営管理規定

【発布機関】国家外貨管理局
 【発布番号】匯発[2009]49号
 【発布日】2009-10-12
 【施行日】2009-11-01
 【コメント】本規定は、国内企業内部構成員（同一の国外親会社が支配する国内企業の内部構成員を含む）の外貨資金集中運営管理を改革するものであるが、以下、簡潔に紹介する。

改革内容	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>外貨資金収入運営参入のハードルを引き下げる。</u> ▪ <u>国内外貨アセットプール管理政策</u>（運営方式、基本原则及び審査手順等を含む）を明確にする。 ▪ <u>審査許可の権限を委譲する。</u> 本規定にいう外貨管理認可等の関係事項はいずれも外貨管理局分局（管理部）が取扱い、国家外貨管理局は爾後具体的な審査作業は取り扱わない。 ▪ <u>係る外貨業務の認可手続を簡素化する。</u> 外貨資金集中運営管理業務に関する口座開設、国内外貨振替等の事項については、受託銀行（財務公司）は業務資格認可書類により、企業の手続を行うことができ、外貨管理局に認可を受ける必要はなくなる。 ▪ <u>係る法規を規範化し、健全なものにする。</u> 「企業集団財務公司が即日人民币対外貨転・外貨売渡業務の管理を実施することの国家外貨管理局による通知」（匯発[2008]68号）の内容を本規定の枠組に入れ、整備する。 本規定の発効日から、「多国籍会社の外貨資金内部運営管理事項に関する国家外貨管理局による通知」（匯発[2004]104号）及び「企業集団財務公司が即日人民币対
------	--

規定内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 境内企业，指在中国境内依法登记，以资本为联结纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的企业法人联合体（不含金融机构）。 2. 内部成员包括： <ol style="list-style-type: none"> 1) 母公司及其控股 51% 以上的子公司； 2) 母公司、子公司单独或者共同持股 20% 以上的公司，或者持股不足 20% 但处于最大股东地位的公司； 3) 母公司、子公司下属的事业单位法人或者社会团体法人。 3. 外汇资金集中运营管理包括： <ol style="list-style-type: none"> 1) 相互拆放外汇资金； 2) 实施外币资金池管理； 3) 通过内部财务公司开展即期结售汇业务。
------	---

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
境内企业内部成员外汇资金集中运营管理规定
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=804010000000000000.32&id=4
国家外汇管理局负责人答记者问
http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=900000000000000000.747&id=2

● **关于执行《中华人民共和国刑法》确定罪名的补充规定（四）**

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院
【发布文号】法释（2009）13号
【发布日期】2009-10-14
【实施日期】2009-10-16
【提示】该司法解释补充了利用未公开信息交易罪，出售、非法提供公民个人信息罪，非法获取公民个人信息罪，利用影响力受贿罪等 9 项罪名；修改了偷税罪（修改为逃税罪）等 4 项罪名。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.court.gov.cn/sfjs/show.php?file_id=138547

● **上海市企业欠薪保障金筹集和垫付的若干规定（修订）（上海）**

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】上海市人民政府令第 19 号
【发布日期】2009-09-25
【实施日期】2007-10-01

規定内容	<p>外貨転・外貨売渡業務を実施することの外貨管理局による通知」(匯発[2008]68号)は同時に廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内企業とは、中国国内で法に準拠し登記した、資本を連結のきずなしとし、親会社、子会社及びその他の構成員企業又は機関が共同で結成する企業法人の連合体（金融機関は含まない）をいう。 2. 内部構成員には次のものが含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 親会社及びその親会社が 51% 以上の持分を支配する子会社。 2) 親会社、子会社が単独で若しくは共同で 20% 以上の持分を保有する会社、又は持分保有率が 20% 未満であるが、最大株主としての地位を占める会社。 3) 親会社、子会社ともに帰属する事業単位法人又は社会团体法人。 3. 外貨資金集中运营管理には次のものが含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 外貨資金の短期相互貸付。 2) 外貨建てアセットプールのマネジメントの実施。 3) 内部の財務会社を通じた即日人民币外貨転・外貨売渡業務の実施。
------	--

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
国内企業内部構成員外貨資金集中运营管理規定
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=804010000000000000.32&id=4
国家外匯管理局責任者による記者質問に対する回答
http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=900000000000000000.747&id=2

● **「中華人民共和国刑法」に確定する罪名を執行することの補充規定（四）**

【発布機関】最高人民法院、最高人民檢察院
【発布番号】法积[2009]13号
【発布日】2009-10-14
【施行日】2009-10-16
【コメント】本司法解释は、未公開情報利用取引罪、公民個人情報販売・不法提供罪、公民個人情報不法取得罪、影響力を利用しての収賄罪等の 9 つの罪名を補充し、税金不法取得罪(脱税罪に修正)等の 4 つの罪名を改めた。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.court.gov.cn/sfjs/show.php?file_id=138547

● **上海市企業給与未払保証金の調達及び立替に関する若干の規定（改正）（上海）**

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】上海市人民政府令第 19 号
【発布日】2009-09-25
【施行日】2007-10-01

【备注】“企业欠薪保障金”制度，是指上海市范围内的企业、企业分支机构每年缴纳一次欠薪保障费（缴费的具体数额，为上海市公布的月最低工资标准的数额），在其发生无力或暂时无力支付欠薪（企业应当支付而未支付给劳动者的工资或者经济补偿金）等法定情形时，被欠薪的劳动者可以向人力资源和社会保障部门申请垫付欠薪的法律制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19720.html>

● 上海市服务贸易发展专项资金使用和管理试行办法（上海）

【发布单位】上海市人民政府办公厅

【发布文号】沪府办发〔2009〕36号

【发布日期】2009-09-23

【提示】根据该办法：

使用范围	重点支持国际物流、信息技术、文化教育、专业服务等领域。
申报主体资格	1. 在上海市登记注册，具有独立法人资格，并具有固定工作场所； 2. 依法从事跨境服务交易的商业活动； 3. 财务管理制度健全，纳税和会计信用良好。
支持方式和标准	1. 出口绩效支持。 2. 国际管理体系认证补贴。 3. 中、高级专业人才培养补贴。 4. 服务贸易促进活动支持资金。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19721.html>

● 北京市涉及使用危险化学品生产经营单位安全生产监督管理办法（试行）（北京）

【发布单位】北京市安全生产监督管理局

【发布文号】京安监发〔2009〕119号

【发布日期】2009-07-20

【实施日期】2009-07-20

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1088647.htm>

● 关于土地增值税核定扣除项目金额标准有关问题的通知（北京）

【发布单位】北京市地方税务局

【发布日期】2009-09-16

【備考】「企業給与未払保証金」制度とは、上海市内の企業、企業分支機関が給与未払のための保証金（具体的な金額は、上海市が公表する月あたり最低労働賃金基準の金額となる）を毎年1回納付し、同企業が未払給与（企業が労働者に支払うべきだが未払いの賃金又は経済補償金）を支払うことのできず又は一時的に支払うことのできない法で定められた状況が生じた場合に、給与が支払われていない労働者が、人的資源及び社会保障部門に未払給与の立替を申請できる法律制度である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19720.html>

● 上海市サービス貿易発展個別資金使用及び管理試行弁法（上海）

【発布機関】上海市人民政府弁公庁

【発布番号】滬府弁発〔2009〕36号

【発布日】2009-09-23

【コメント】本弁法によると次のとおりである。

使用範囲	国際物流、情報技術、文化教育、専門サービス等の分野を重点的に支援する。
申告主体資格	1. 上海市に登記登録した、独立した法人資格を有し、固定した作業場所を有すること。 2. 法に準拠しクロスボーダー取引の商業活動を取り扱うこと。 3. 財務管理制度が健全であり、納税と会計信用記録が良好であること。
支援方式及び基準	1. 輸出業績の支援。 2. 国際管理体系認証の助成金。 3. 中、高級専門人材訓練助成金。 4. サービス貿易促進活動支援資金。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19721.html>

● 北京市の危険化学品の生産に係る事業機関の安全生産監督管理弁法（試行）（北京）

【発布機関】北京市安全生産監督管理局

【発布番号】京安监発〔2009〕119号

【発布日】2009-07-20

【施行日】2009-07-20

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1088647.htm>

● 土地増地稅査定及び控除項目金額基準の關係事項に関する通知（北京）

【発布機関】北京市地方稅務局

【発布日】2009-09-16

【实施日期】2009-09-16

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1090232.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [七部委发出通知开展易制毒化学品集中整治行动](#)

为加强易制毒化学品安全管理工作，提高易制毒化学品生产、经营、运输、使用、进出口企业及从业人员的守法自律意识和自我管理能力，日前，国家禁毒委员会办公室等七部委联合发布《全国易制毒化学品集中宣传整治行动方案》（禁毒办通〔2009〕79号），布署全国于2009年10月15日至12月15日组织开展易制毒化学品集中宣传整治行动。此次集中宣传整治行动包括：

- 围绕易制毒化学品管理政策法规和安全防范措施，组织开展针对化工企业、化工市场及其从业人员的集中宣传和针对重点岗位人员的集中培训；
- 与企业签订易制毒化学品责任书，明确监管责任，在重点企业和化工市场建立信息员；
- 组织企业自查2008年以来易制毒化学品销售情况，完善企业内部管理制度，形成易制毒化学品销售核查长效机制。

（里兆律师事务所 2009年10月16日整理编写）

- [《征信管理条例（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，国务院法制办公室发布通知，公布《[征信管理条例（征求意见稿）](#)》全文，征求社会各界意见（截止日期为2009年11月01日）。

（里兆律师事务所 2009年10月16日整理编写）

【施行日】2009-09-16

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1090232.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- [7つの部門・委員会が容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の集中的取締を行う通知を行った](#)

容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の安全管理作業を強化し、容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の製造、経営、輸送、使用、輸出入を取り扱う企業及び従業者の順法意識と自己管理能力を高めるため、国家麻薬禁止委員会弁公室等の7つの部門・委員会は合同で通知を出し、全国で2009年10月15日から12月12日まで容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の集中的宣伝取締活動を行うこととした。この度の集中宣伝取締活動には次のものが含まれる。

- 容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品管理政策法规及び安全防備措置を巡り、化学工業企業、化学工業市場及びその従事者に対する集中宣伝と重点的職位者の集中研修を実施する。
- 企業と、容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の責任書を締結し、監督管理責任を明確にし、重点企業及び化学工業市場に情報担当を設置する。
- 企業が2008年以降の容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品販売状況を確認し、企業内部管理制度を整備し、容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の販売検査長期効果メカニズムを構築する。

（里兆法律事務所が2009年10月16日付で作成）

- [「与信管理条例（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国务院法制弁公室が通知を行い、「[与信管理条例（意見募集案）](#)」の全文を公表し、社会各界の意見を募集している（募集締切日は2009年11月1日まで）。

（里兆法律事務所が2009年10月16日付で作成）

- 《化妆品命名规定》及其配套文件等公开征求意见

日前,国家食品药品监督管理局食品许可司公布《化妆品命名规定》(征求意见稿)、《化妆品命名指南》(征求意见稿)、《化妆品生产企业卫生许可管理办法》(征求意见稿),并公开征求意见(截止日期为2009年10月18日)。

(里兆律师事务所2009年10月16日整理编写)

- 技术进口合同登记相关问题简析

从中国境外向中国境内通过贸易、投资或者经济技术合作的方式转移技术的行为(包括专利权转让、专利申请权转让、专利实施许可、技术秘密转让、技术服务和其他方式)构成技术进口。中国对技术进口实行分类管理:禁止进口的技术不得进口;限制进口的技术需要获得商务部门的批准后方可进口;对自由进口的技术,则实行合同登记管理。

一、 合同登记的目的

《中华人民共和国技术进出口管理条例》第十七条规定,“进口属于自由进口的技术,合同自依法成立时生效,不以登记为合同生效的条件。”因此,自由进口的技术,合同是否登记并不影响合同的生效。实务中,办理技术进口合同登记通常只是为了以下两个目的:

- 1) 外汇支付:根据中国目前的外汇管理制度,进行外汇支付时,需要提供相应的证明文件。对于进口有形货物的付款,通常需要提交货物进口报关单等材料;而由于技术是无形的,较为特殊,因此,对于进口无形技术的付款,通常需要提交《技术进口合同登记证》等材料。
- 2) 营业税免税:技术转让、技术开发以及与之相关的技术咨询和技术服务的收入通常可以免征营业税,虽然现在免税不再需要审批,但是进口方需要保存《技术进口合同登记证》等文件以备税务机关检查。

虽然《技术进出口合同登记管理办法》(以下简称“《登记管理办法》”)第十三条规定了“经登记的自由进出口技术合同在执行过程中因故中止或解除,技术进出口经营者应当持技术进出口合同登记证等材料及时向商务主管部门备案”,但是,由于法律并未规定不办理备案的法律责任,因此,实务中,即使发生合同中止、或者解除的情形,不进行备案也没有实际的影响。据律师目前了解的情况,一些地方的商务部门(如上海、宁波、深圳等)事实上也并没有设置专门的受理备案的手续。

- 「化粧品命名規定」及びその関連文書等がパブリックコメントを募集した

先頃,国家食品薬品监督管理局食品許可司は、「化粧品命名規定」(意見募集案)、「化粧品命名手引」(意見募集案)、「化粧品生産企業衛生許可管理弁法」(意見募集案)を公表し、パブリックコメントを募集した(募集締切日は2009年10月18日まで)。

(里兆法律事務所が2009年10月16日付で作成)

- 技術輸入契約登記事項に関する分析

中国国外から中国国内に、貿易、投資又は経済技術提携といった方式を通じて技術を移転する行為(特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許実施許諾、技術秘密の譲渡、技術役務及びその他方式を含む)は技術の輸入を構成する。中国は技術輸入について分類管理を実施し、輸入が禁止される技術は輸入してはならず、輸入が制限される技術は商務部門の許可を得た後でなければ輸入できず、自由に輸入できる技術には、契約登記管理が実施される。

一、 契約を登記する目的

「中華人民共和国技術輸出入管理条例」第17条では、「自由に輸入できる技術を輸入する場合、契約が法に準拠し成立したときから発効し、登記を契約発効の条件とはしない」と定められていることから、自由に輸入できる技術は、契約を登記したかどうかは契約の発効に影響することはない。実務においては、技術輸入契約登記手続きを行うことは、通常、以下の2つの目的のためだけである。

- 1) 外貨の送金:中国の現在の外貨管理制度によると、外貨送金を行う場合、係る証明書類を提供しなければならない。有形貨物を輸入した場合の送金では、通常、貨物輸入通関書類等の書類を提出しなければならないが、技術は無形であり、やや特殊であることから、無形技術を輸入した場合の送金時には、通常、「技術輸入契約登記証」等の書類を提出することになっている。
- 2) 営業税の免除:技術譲渡、技術開発及びこれに関連する技術コンサルティング及び技術役務の収入は、通常、営業税が免除され、その時点での免税は審査許可を改めて受ける必要はないが、輸入者は「技術輸入契約登記証」等の書類を保管し、税務機関の検査に備える必要がある。

「技術輸出入契約登記管理弁法」(以下「登記管理弁法」という)第13条では「登記を行った自由に輸入できる技術の契約が執行過程でやむを得ない理由から中止し又は解除される場合、技術輸出入事業者は技術輸出入契約登記証等の書類をもって遅滞なく商務主管部門に届け出なければならない」と定めているが、法律では届出を行わなかった場合の法的責任については定められていないため、実務においては、契約の

中止、又は解除といった状況が発生し、届出を行わなかったとしても、実際の影響はない。筆者が現時点で把握している状況によると、一部の地方の商務部門（例えば、上海、寧波、深圳等）は事実上、届出を受理するための個別の手続も設けていない。

二、 支付金額の確定方式

正如上文所述，合同登记的目的之一是为了支付外汇，因此在登记时需要确定支付外汇的金额。《登记管理办法》曾在 2009 年 02 月进行了修订，根据修订前的《登记管理办法》，如果支付的总金额是固定的，则无论是一次性支付还是分期付款，只要登记该总金额即可；但如果支付方式是提成的，则在合同登记时，可能因为提成基准（如，销售额等）尚未形成从而无法确定实际支付金额。而《登记管理办法》修订后，支付方式为提成时的登记方式，发生了较大的变化，具体如下：

	修订前	修订后
初次登记	预估提成基准的金额，并按照提成的比例计算需要支付的外汇的金额进行登记。登记后，在登记的金额的额度内可以支付外汇。	首次提成基准金额形成后 60 天内进行合同登记。
变更登记	实际发生的金额超出了登记的额度的，进行变更登记。	每次提成基准金额形成后进行变更登记。

通过上述比较可以发现，《登记管理办法》修订后，由于初次登记或变更登记的时候提成基准已经形成，因此可以登记一个确定的金额，而无需采用预估提成基准的方式。相应地，在合同约定的提成费支付的每个期间，都需要进行一次变更登记。

此外，《登记管理办法》第七条第 2 款规定，“技术进出口经营者在办理登记和变更手续时，应提供提成基准金额的相关证明文件。”根据律师目前了解的情况，各地对“相关证明文件”的要求不一，有的要求提交公司的财务报表或专项审计报告，有的要求提供相应发票等。

需要指出的是，尽管《登记管理办法》已经从 2009 年 03 月正式施行，但是，根据律师目前了解的情况，中国各地方落实《登记管理办法》的相关规定和制度的步伐并不一致，《登记管理办法》在各地实务中如何具体实施，需等待各地政府部门在实际操作中逐渐规范和明确。

二、 支払い金額の確定方式

すでに述べたように、契約の登記を行う目的の 1 つは外貨の送金であるため、登記の際には送金する外貨の金額を確定しなければならない。「登記管理弁法」は 2009 年 2 月に改正されているが、改正前の「登記管理弁法」によると、支払い総額が固定している場合、一括して送金する場合も分割して送金する場合も、その総額を登記すればよいとされているが、支払い方式が歩合制の場合、契約を登記する際に、ロイヤリティ発生基準（例えば、売上額等）はまだ形成されていないために実際に送金する金額は確定できないが、「登記管理弁法」の改正後は、支払い方式が歩合制の場合の登記方式について、大きく変更されており、具体的には次のようになっている。

	改正前	改正後
初回登記	ロイヤリティ発生基準となる金額を推算し、その料率に基づき送金が必要となる外貨の金額を登記する。登記後は、登記した金額の枠内で外貨送金が可能である。	初回の発生基準となる金額が形成された後 60 日以内に契約を登記する。
変更登記	実際に発生する金額が登記した枠を超える場合、変更登記を行う。	毎回の発生基準となる金額が形成された後に変更登記を行う。

上述の比較を通じてわかることは、「登記管理弁法」改正後は、初回の登記又は変更登記の際にロイヤリティ発生基準はすでに形成されていることから、1 つの確定した金額を登記することができ、発生基準を推算するという方式を採用しなくてもよいが、契約に約定したロイヤリティ送金の各期間においては、いずれも変更登記を 1 度行わなければならない。

また、「登記管理弁法」第 7 条第 2 項では「技術輸出入事業者が登記及び変更手続を行う場合、ロイヤリティ発生基準となる金額の係る証明書類を提供しなければならない」と定められている。筆者が現時点で把握している状況によると、「係る証明書類」に対する各地方ごとの要求は統一しておらず、会社の財務諸表又は個別の監査報告の提供を求めるところもあれば、係るインボイスの提供を求めるところもある。

注意すべきことは、「登記管理弁法」はすでに 2009 年 3 月から正式に施行されているが、筆者が把握している状況によると、中国各地での「登記管理弁法」の関係規定及び制度を遂行する歩調は一致しておらず、「登記管理弁法」の各地における実務において如何に具体的に実施されるかは、各地政府部門が実際の取扱過程において徐々に規範化し明確にしていく必要がある。

三、 营业税免税

1. 免征营业税的范围

根据《财政部、国家税务总局关于贯彻落实<中共中央、国务院关于加强技术创新,发展高科技,实现产业化的决定>有关税收问题的通知》(财税字【1999】273号)的相关规定,以下两种情况通常可以免征营业税:

- 1) 对单位和个人(包括外商投资企业、外商投资设立的研究开发中心、外国企业和外籍个人)从事技术转让、技术开发业务;
- 2) 与上述技术转让、技术开发业务相关的技术咨询、技术服务业务取得的收入。

也就是说,技术转让和技术开发通常可以免征营业税,而技术咨询和技术服务则必须要与技术转让、技术开发相关才能够免征营业税。对于“相关”关系的理解,根据相关法律规定,是指“转让方(或受托方)根据技术转让或开发合同的规定,为帮助受让方(或委托方)掌握所转让(或委托开发)的技术,而提供的技术咨询、技术服务业务。且这部分技术咨询、服务的价款与技术转让(或开发)的价款是开在同一张发票上的。”因此,如果技术转让或技术开发合同的双方将相应的技术咨询和技术服务费用包括在技术转让或技术开发合同中,价款开在同一张发票上,则技术咨询和技术服务部分的价款通常也可以免征营业税,否则,单纯的技术咨询和技术服务通常无法享受免征营业税的政策。

2. 其他

- 1) 对于技术进口中,境外技术转让方是否符合免征营业税政策条件的确认,在 2004 年前需要分别履行科技部门和税务部门的审批手续,而在 2004 年后因相关法律法规的颁布,相关审批手续已经全部取消。也就是说,目前,只要符合前述免征范围,境外技术转让方通常即可以享受免税政策,而境内技术受让方也不负有代缴税款的义务。
- 2) 根据《国家税务总局关于取消及下放外商投资企业和外国企业以及外籍个人若干税务行政审批项目的后续管理问题的通知》(国税发[2004]80号)的规定,境内技术受让方,只要注意留存中国相关政府部门批准的技术转让许可文件(其中,自由进口的技术转让许可文件,即为《技术进口合同登记证》)和技术转让合同,通常即可向实施检查的税务部门进行有效的解释和说明。
- 3) 但是,根据律师目前了解的情况,实务中,中国个别地方的税务部门有时也会要求境内技术受让方另行办理科技部门的认定手续。需要指出的是,严格按照现行法律规定,科技部门的认定手续针对境内主体之间的技术转移,而并不针对技术进出口,因此,严格来说,这些个别地方的税

三、 营业税の免除

1. 营业税の免除範囲

『技術革新を強化し、ハイテクを發展させ、産業化を実現させることについての中共中央、國務院による決定』の係る租税事項の遂行を貫徹することについての財政部、國家稅務總局による通知」(財稅字【1999】273号)の關係規定によると、次の2通りの状況において、營業稅が免除される。

- 1) 法人及び個人(外商投資企業、外商が出資し設立した R&D センター、外國企業及び外國籍個人)が取り扱う技術讓渡、技術開發業務。
- 2) 上述の技術讓渡、技術開發業務に関する技術コンサルティング、技術役務業務により取得した収入。

つまり、技術讓渡と技術開發は、通常、營業稅が免除され、技術コンサルティングと技術役務は、技術讓渡、技術開發と関連していなければ免税とされないのである。「関連」關係の認識については、係る法律の規定によると、「讓渡者(又は受託者)が技術讓渡又は開發契約の規定に基づき、讓受者(又は委託者)が讓渡(又は開發委託)された技術を掌握することを助けるために提供された技術コンサルティング、技術役務業務であり、またこの部分の技術コンサルティング、役務の対価と技術讓渡(又は開發)される対価とは同一の領收書(發票)に記載されていること。」をいわれていることから、技術讓渡又は技術開發契約の両当事者が係る技術コンサルティング及び技術役務費用を技術讓渡又は技術開發契約中に含ませ、対価を同一の領收書に記載した場合、技術コンサルティング及び技術役務部分の対価についても、通常は營業稅が免除され、さもないければ、純粹な技術コンサルティング及び技術役務は、通常、營業稅免除の措置を受けられないのである。

2. その他

- 1) 技術輸入において、国外技術讓渡者が營業稅免除条件に適合するかどうかの確認について、2004 年までは科學技術部門及び稅務部門の審査許可手続をそれぞれ履行する必要があったが、2004 年以降は係る法律の公布により、係る審査許可手続はすべて廃止された。つまり、現時点では、前述の免税範囲に該当していれば、国外技術讓渡者も、通常、免税を受けることができ、国内技術讓受者も源泉徴収の義務を負わない。
- 2) 「外商投資企業及び外國企業並びに外國籍個人の若干の稅務行政審査許可事項を廃止し、委讓した後の管理事項についての國家稅務總局による通知」(国税發[2004]80号)の規定によると、国内の技術讓受者は、中国の關係政府部門が許可した技術讓渡許可書類(その内、自由に輸入できる技術讓渡許可書類は、「技術輸入契約登記証」となる)と技術讓渡契約を注意して控えていれば、通常、検査を実施する稅務部門に対し、解釈と説明を有効に行うことができる。

务部门的要求并不合法。如在实务中遇到类似情况，建议相关境内技术受让方注意与该税务部门沟通。

除了上述支付金额的确定方式、营业税免税问题之外，在技术进口合同签订、登记、履行的过程中，通常还会涉及限制性条款的审查、专利许可合同的备案、常设机构（PE）的认定等问题，这些问题虽然有相关的法律规定，但是实务中对法律的理解和执行的尺度不一，建议结合法律规定，与当地政府主管部门进行充分的沟通后确定具体的操作方式。

备注：请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：
《中华人民共和国技术进出口管理条例》

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/difang/hebei/200603/20060301618530.html>

《技术进出口合同登记管理办法》

<http://sousuo.mofcom.gov.cn/query/queryDetail.jsp?articleid=20090306114015&query=%E6%8A%E6%9C%AF%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E5%90%88%E5%90%8C%E7%99%BB%E8%AE%B0>

财政部、国家税务总局关于贯彻落实《中共中央、国务院关于加强技术创新，发展高科技，实现产业化的决定》有关税收问题的通知（财税字【1999】273号）

http://www.most.gov.cn/gjkijctpts/zcfg/zc/200409/t20040915_15783.htm

《国家税务总局关于取消及下放外商投资企业和外国企业以及外籍个人若干税务行政审批项目的后续管理问题的通知》（国税发【2004】80号）

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/wqsds/useroject7ai12608.html>

（里兆律师事务所 2009年10月16日整理编写）

- 3) ただし、筆者が現在把握している状況によると、実務においては、中国の地方ごとの税務部門は、国内の技術譲受者に対し、科学技術部門の認定手続を別途行うように求めることがある。注意すべきこととしては、現行の法律の規定に厳格に基づくならば、科学技術部門の認定手続は国内の主体間での技術移転が対象となるものであり、技術の輸出入は対象にはならないため、厳格に言うならば、これらの地方ごとの税務部門の要求は適法ではない。もしも実務において類似する状況に遭遇した場合には、係る国内の技術譲受者よりこれら税務部門に確認を行うのがよい。

上述の送金金額の確定方式、営業税免除事項のほか、技術輸入契約を締結し、登記し、履行する過程では、通常、制限的条項の審査、特許使用許諾契約の届出、恒久的施設（PE）の認定等の事項にも関連し、これらの事項については、係る法律の規定はあるものの、実務においての法律の認識と執行加減が異なることがあるため、法律の規定とあわせ、現地の政府主管部门と十分な確認を行った後で具体的な取扱方を確定するのがよい。

備考：係る法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下のURLをクリックしてください。

「中華人民共和国技術輸出入管理条例」

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/difang/hebei/200603/20060301618530.html>

「技術輸出入契約登記管理弁法」

<http://sousuo.mofcom.gov.cn/query/queryDetail.jsp?articleid=20090306114015&query=%E6%8A%E6%9C%AF%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E5%90%88%E5%90%8C%E7%99%BB%E8%AE%B0>

「技術革新を強化し、ハイテクを発展させ、産業化を実現させることについての中共中央、国务院による決定」の係る租税事項の遂行を貫徹することについての財政部、国家税务总局による通知（财税字【1999】273号）

http://www.most.gov.cn/gjkijctpts/zcfg/zc/200409/t20040915_15783.htm

「外商投资企业及び外国企業並びに外国籍個人の若干の税務行政審査許可事項を廃止し、委譲した後の管理事項についての国家税务总局による通知」（国税発【2004】80号）

<http://www.csj.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/wqsds/useroject7ai12608.html>

（里兆法律事務所が2009年10月16日付で作成）